

小型船による旅客輸送に関する制度の概要

P2	海上運送法の概要
P3~5	旅客航路事業(一般定期／不定期)
P6	安全統括管理者及び運航管理者
P7	安全管理規程
P8~10	安全管理規程のひな形(抜粋)
P11~13	小型船舶の船長になるための免許
P14	最小定員(甲板部)
P15	船長の順守事項
P16	航行区域(船舶安全法施行規則第5条・第7条)
P17~20	限定沿海区域を航行する小型旅客船に適用される安全基準
P21~24	船舶の検査制度
P25	小型船舶検査機構(JCI)の概要
P26	運航事業者等に対する監査について
P27	運航労務監理官による監査
P28	旅客航路事業者に対する行政処分

【法律の目的】(法第1条)

海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、輸送の安全を確保し、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

- ◆ 主に海上における船舶による人又は物を運送する事業に関するルールを規律。事業参入時の許可・届出の他、利用者保護、輸送の安全確保に係る規制について規定している。

【事業規制】

- 業種に応じた事業開始時の手続き(許可・届出)
- 事業計画の変更手続き(認可・届出)
- 事業休・廃止時の手続き(届出)

【利用者保護規制】

- 運賃及び料金の届出・公示義務、運送約款の認可・公示義務(標準運送約款を整備)、保険契約締結

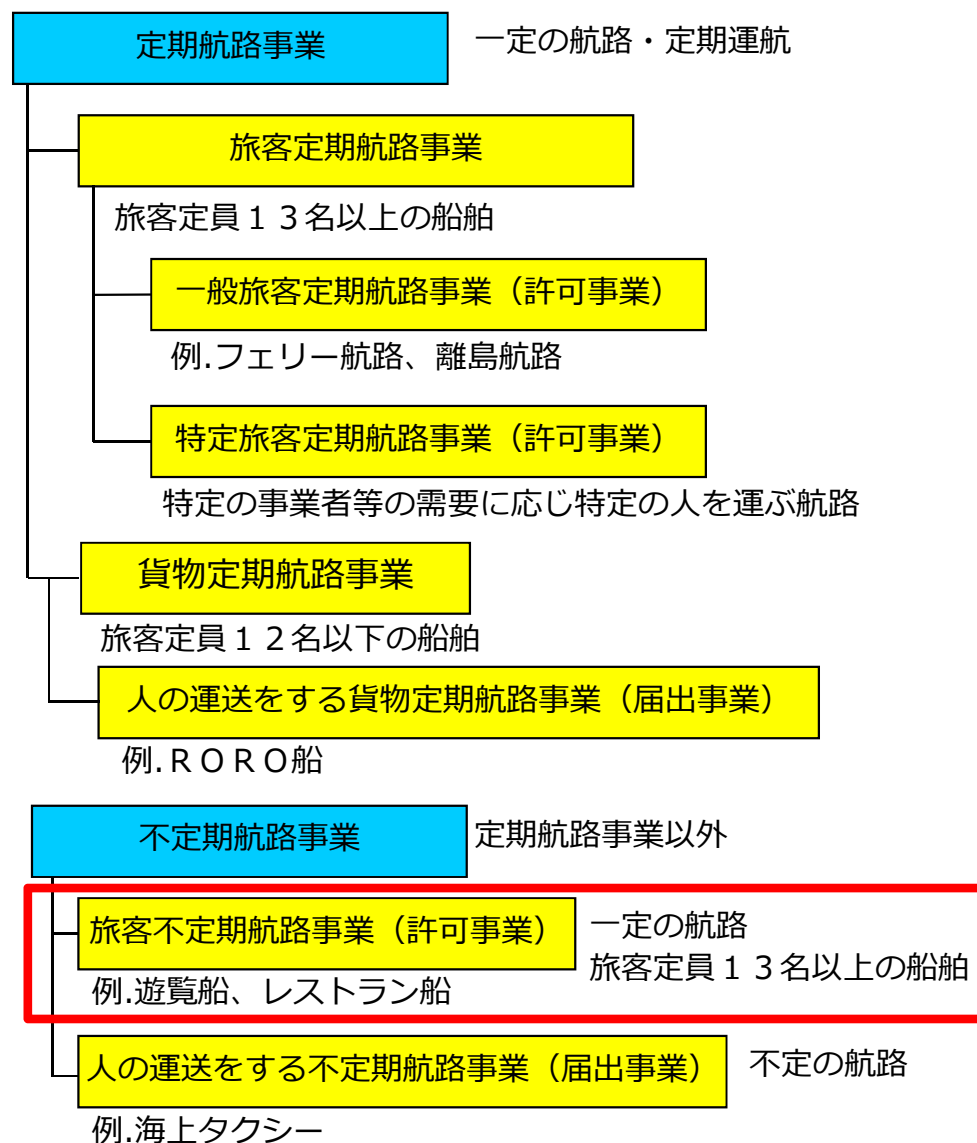
【安全規制】

- 安全管理規程・安全統括管理者、運航管理者の届出

【行政処分】

- 上記に違反した場合の処分
 - ①安全統括管理者・運航管理者の解任命令
 - ②事業停止・許可の取消し
 - ③サービス改善及び輸送の安全の確保に関する命令
 - ④保険契約締結の命令

《海上運送法における旅客運送事業の体系》



旅客航路事業(一般定期／不定期)の概況

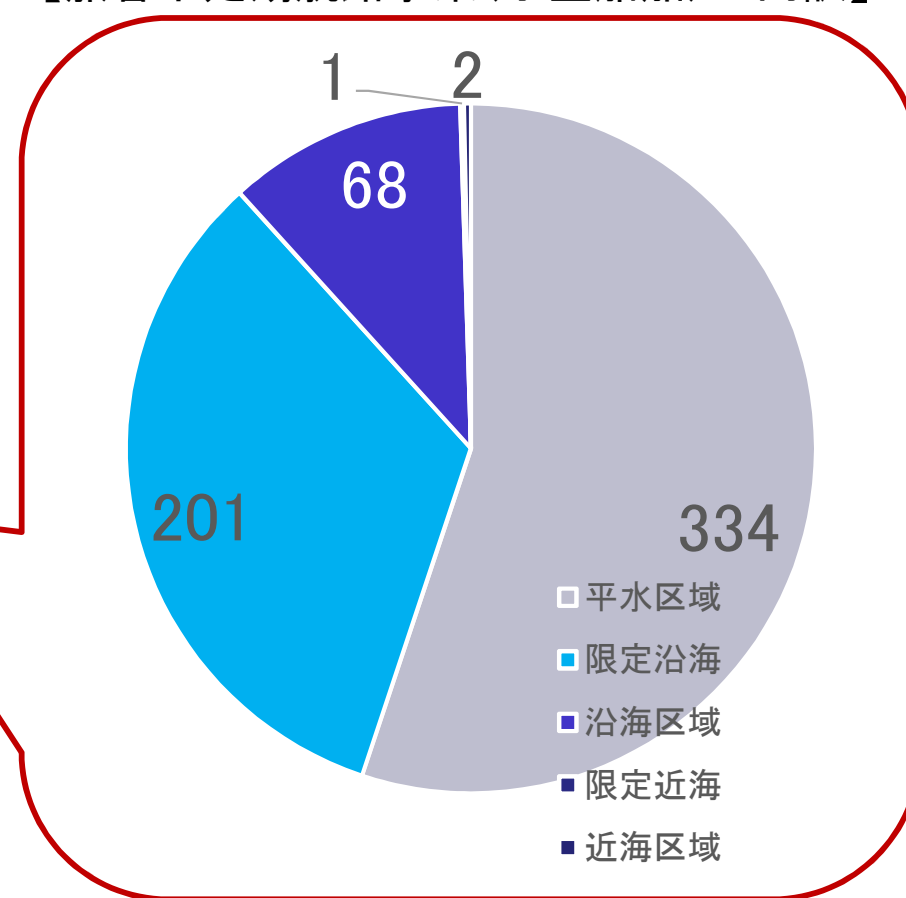
- 「一般旅客定期航路事業」とは、旅客定員13名以上の旅客定員を持つ船舶により、一定の航路をダイヤに従い定期的に運航する義務を持つ事業をいう。(フェリー・離島航路 等)
- 「旅客不定期航路事業」とは、一般旅客定期航路事業以外で、旅客定員13名以上の旅客定員を持つ船舶により、一定の航路を不定期に運航する事業をいう。(遊覧船・レストラン船 等)

【許可事業者数】

	大型船舶 総トン 20t以上	小型船舶 総トン数 20t未満
一般旅客 定期航路事業	181	109
旅客不定期 航路事業	43	606※

※複数船舶を所有している又は複数事業を行っている場合、事業の一つとして小型船舶で旅客不定期航路事業を行っていれば同枠で計上

【旅客不定期航路事業(小型船舶)の内訳】



【旅客不定期航路事業(小型船舶)の特徴】

- 平水区域・限定沿海が約9割を占めており、比較的短距離航路となる
- 主な事業形態は遊覧船やレストラン船等

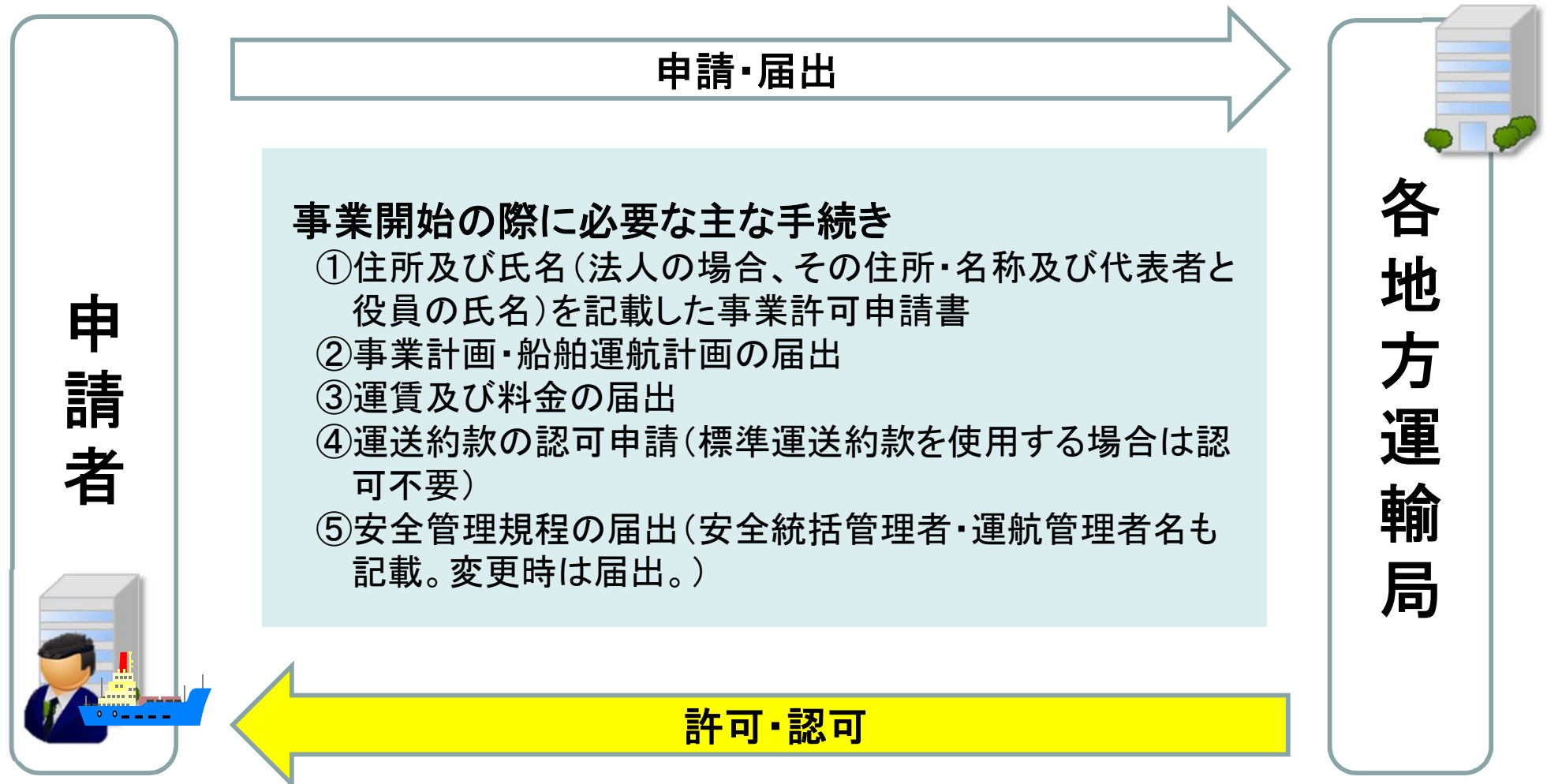
【旅客航路事業の許可】(法第3条・第21条)

航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【事業計画の変更】(法第11条・第23条)

事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

軽微な事項を変更したときは、遅滞なく国土交通大臣に届け出なければならない。



【許可基準】(法第4条・第21条)

国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業・旅客不定期航路事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

【主な審査基準】

- ① 使用船舶、使用施設が申請に係る航路に適応していること
使用船舶・航路・係留施設・水域施設・陸上施設
- ② 事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。
管理組織体制・安全管理規程概要・作業体制・航路特性
- ③ 事業の遂行上適切な計画を有するものであること
運航ダイヤ・保険契約・係留施設
- ④ 事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること
資金計画・組織形態
- ⑤ 事業の開始によつて船舶交通の安全に支障を生ずるおそれのないものであること
船舶交通

【安全統括管理者及び運航管理者の選任】(法第10条の3・第23条)

- 海上運送法に基づき、各運航事業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任し、国土交通省への届出を行う義務。
- 安全統括管理者とは、輸送の安全を確保するための事業の管理体制等を統括管理する者。
- 運航管理者とは、輸送の安全を確保するための運航管理に係る業務を統括する者。
- 安全統括管理者、運航管理者が、職務を怠り、引き続き職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすと認められる場合、国土交通大臣は運航事業者に解任すべきことを命ずることができる。

安全統括管理者

【選任要件】

次のいずれの要件にも該当すること

- 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位(取締役等)にあること
- 次のいずれかの要件に該当すること
 - ・船舶運航事業の安全に関する業務の経験期間が通算3年以上あること
 - ・これと同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めること

【職務内容】

- 安全マネジメント体制に必要な手順及び方法の確立、実施、維持
- 関係法令や安全管理規程の遵守徹底(安全教育)
- 事故状況、被害状況等の把握・分析、適切な対応措置



安全教育



事故時の対応



運航管理者

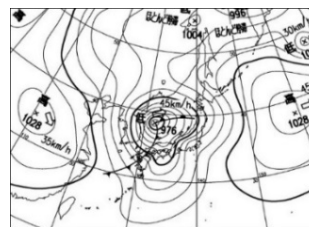
【選任要件】

次のいずれかの要件に該当すること

- 行おうとする事業に使用する旅客船と同等以上の総トン数を有する旅客船に、船長として3年又は甲板部職員として5年以上乗り組んだ経験があること
- 行おうとする事業と同等以上の規模の事業における船舶の運航管理に関して3年以上の実務経験があること
- 総トン数100トン未満の旅客船1隻のみを使用する事業の場合、当該旅客船に船長として乗り組む資格を有すること
- 上記と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めること

【職務内容】

- 運航計画の作成
- 気象・海象状況等運航に関する情報の収集
- 発航前又は着岸後の旅客の乗降等の指揮統括



運航に関する情報の収集



旅客乗下船時の作業統括



【安全管理規程】(法第10条の3・第23条)

- 安全管理規程とは、海上運送法に基づき、運航事業者が、輸送の安全を確保するための事業運営の方針・計画、組織及び情報連絡体制、運航方法、緊急事態の対処方法等を定めたもの。
- 海上運送法に基づき、運航事業者が作成、国土交通省への届出義務。
- 国土交通省は、安全管理規程の作成例としてひな形を公表、運航事業者が作成する際の参考。

安全管理規程

＜小規模航路事業者(総トン数100トン未満の船舶を使用する事業者等)用ひな形＞

(主な項目)

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営トップの責務 ・ 安全管理の組織 ・ 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名 ・ 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務態勢 ・ 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限 ・ 安全管理規程の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 運航計画、配船計画及び配乗計画 ・ 運航の可否判断 ・ 運航に必要な情報の収集及び伝達 ・ 輸送に伴う作業の安全の確保 ・ 輸送施設の点検整備 ・ 海難その他の事故の処理 ・ 安全に関する教育、訓練及び内部監査等 |
|---|--|



作業基準

陸上及び船内作業体制、上下船作業、旅客の遵守事項 等

事故処理基準

事故等発生時の通報、事故の処理 等

運航基準

運航の可否判断、船舶の航行方法、情報連絡体制 等

安全管理規程のひな形(抜粋)

安全管理規程(抜粋)

＜小規模航路事業者(総トン数100トン未満の船舶を使用する事業者等)用ひな形＞

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
 - (2) 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
 - (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航の可否判断)

第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

- 2 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
- 3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第29条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、

避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

- 4 第2項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 7 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

2 (略)

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

第26条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 (略)

3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

安全管理規程のひな形(抜粋)

安全管理規程(抜粋)

＜小規模航路事業者(総トン数100トン未満の船舶を使用する事業者等)用ひな形＞

(運航管理者の措置)

第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数及び車両数
- (6) 乗船待ちの旅客数及び車両数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第30条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前検査(点検)を終え出港するとき
 - (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
 - (3) 入港したとき
 - (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
 - (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき
- 2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。
- (1) 気象・海象に関する情報
 - (2) 航行中の水路の状況

(船長のとるべき措置)

第44条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信(遭難信号)又は緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第45条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第46条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

安全管理規程のひな形(抜粋)

運航基準(抜粋)

＜小規模航路事業者(総トン数100トン未満の船舶を使用する事業者等)用ひな形＞

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象	風速	波高	視程
港 名			
〇〇港、〇〇港及び〇〇港	m/s以上	m以上	m以下
〇〇港	m/s以上	m以上	m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速	m/s以上	波高	m 以上
----	-------	----	------

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を〇〇〇に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

(通常連絡等)

第10条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

(1) 〇〇地点、〇〇地点

(2) 連絡事項

- ① 通過地点名
- ② 通過時刻
- ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

(例)

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本社又は営業所	〇〇MHz無線電話、船舶電話
(2)	緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	緊急用無線電話、船舶電話

船舶職員及び小型船舶操縦者法において、「小型船舶」とは、主に総トン数20トン未満の船舶であり、船舶の航行の安全を図るため、これに乗船させるべき者の資格等が定められている。
適切な操縦免許証を受有する小型船舶操縦士でなければ、**船長として乗船**することはできない。
 また、**旅客の輸送**をする小型船舶の船長になるためには、「**特定操縦免許**」の取得が必要。

小型船舶操縦士の免許

1級小型船舶操縦士	操縦できる範囲は無制限。 ただし、沿海区域の外側80海里(約150km)以遠を航行する場合には、船長以外に六級海技士(機関)以上の資格を持った者を乗船させなければならない。
2級小型船舶操縦士	海岸から5海里(約9キロメートル)までの海域を操縦できる。 なお、年齢が18歳未満の者は操縦できる小型船舶の大きさが5トン未満に限定されている。
2級小型船舶操縦士 (湖川小出力限定)	湖、川、一部の内湾だけに利用する総トン数が5トン未満、エンジンの出力15キロワット未満の船を操縦できる。
特殊小型船舶操縦士	水上オートバイを操縦するために必要な免許。

【令和4年3月31日時点の
小型船舶操縦免許証有効者数】

1級 482,491人

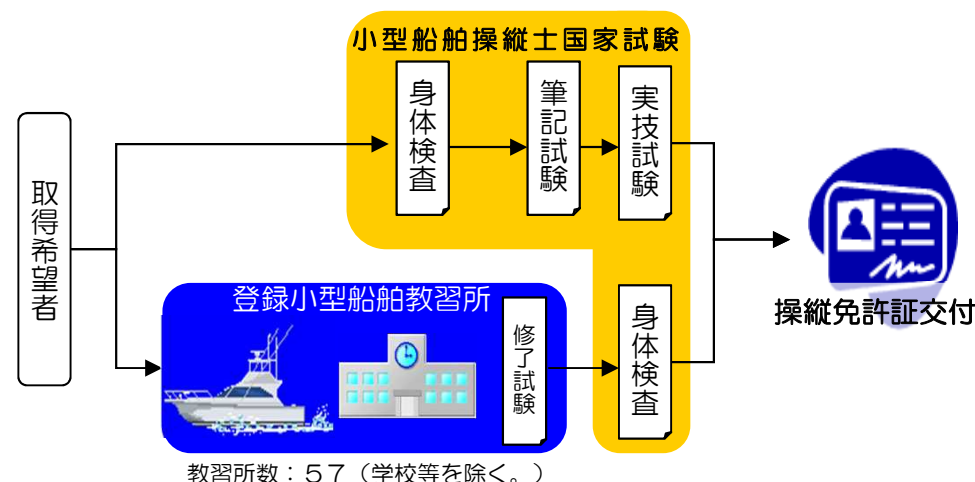
2級 833,479人

小型船舶操縦士国家試験

小型船舶操縦士国家試験は、指定試験機関((一財)日本海洋レジャー安全・振興協会)が行っている。

試験の内容は、身体検査、学科試験及び実技試験。

なお、国土交通大臣の登録を受けた登録小型船舶教習所において、国家試験科目と同様の教習科目(学科及び実技)の課程(それぞれの修了試験を含む。)を修了した者は、身体検査に合格すれば操縦免許の取得が可能。



小型船舶の船長になるための免許(2)

小型船舶操縦士免許制度においては、取得時の国家試験及び登録小型船舶教習所における教習の内容・教習時間が定められている。

＜小型船舶操縦士国家試験の試験科目／登録小型船舶教習所の教習内容(1級及び2級)＞

試験／教習科目	詳 細
①身体検査	視力、色覚、聴力、疾病及び身体機能の障害の有無
②学 科	1 小型船舶操縦者の心得及び遵守事項(一般) 水上交通の特性、小型船舶操縦者の心得、小型船舶操縦者の遵守事項
	2 交通の方法(一般) 一般海域での交通の方法、港内での交通の方法、特定海域での交通の方法、湖川及び特定水域での交通の方法
	3 運航(一般) 操縦一般、航海の基礎、船体・設備及び装備品、機関の取扱い、気象及び海象、荒天時の操縦、事故対策
	4 運航(上級Ⅰ)(一級小型船舶操縦士試験に限る。) 航海計画、救命設備及び通信設備、気象及び海象、荒天航法及び海難防止
	5 運航(上級Ⅱ)(一級小型船舶操縦士試験に限る。) 機関の保守整備、機関故障時の対処
③実 技	1 小型船舶の取扱い 発航前の準備及び点検、解らん及び係留、結索、方位測定
	2 基本操縦 安全確認(見張り及び機関の状態確認)、発進、直進及び停止、後進、変針・旋回及び連続旋回
	3 応用操縦 人命救助、避航操船、離岸及び着岸

＜登録小型船舶教習所の教習時間＞

1級小型船舶操縦士 : 36時間以上(学科24時間以上、実技12時間以上)

2級小型船舶操縦士 : 24時間以上(学科12時間以上、実技12時間以上)

小型旅客船の船長になるための免許(特定操縦免許)

旅客の輸送をする小型船舶の船長になるためには、「特定操縦免許」の取得が必要。
 当該免許を取得するには、1級又は2級小型船舶操縦士国家試験の合格に加えて、小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり必要となる海難発生時における措置、救命設備の使用等を内容とする「小型旅客安全講習」の受講が必要。

＜小型旅客安全講習の概要＞

(※) 1単位時間: 50分

履修方法	履 修 内 容	履修時間
講 義	① 操練実施の意義 ② 人命喪失を含む海難とその発生の可能性 ③ 膨張式救命いかだ及び艀装品 ④ 生存維持のための体力維持と応急医療知識	1単位時間(※)
実 習	① 救命胴衣の使用法 ② 水中への飛び込み並びに水中からの救命いかだへの乗り込み等の非常事態においてとるべき行為 ③ 応急医療(心肺蘇生法を含む。) ④ 信号装置及び無線救命設備の使用	6単位時間

＜操縦免許新規取得者数＞

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1級	10, 451	13, 619	13, 694
2級	23, 162	27, 871	29, 178
特定操縦免許	2, 875	3, 064	3, 414



【救命いかだを使用した実習】

【定員】（船員法第69条）

甲板部の最少定員は、船舶の「総トン数」、「最長航行時間」、「自動操舵装置の有無」で決まる。今回事故を起こした「KAZU I」の場合、最少定員は2名。

○自動操舵装置がない船舶の場合（甲板部）

最長航行時間	8時間以下	16時間以下	16時間超
700トン未満の船舶	2人	4人	6人
700トン以上の船舶	3人	6人	9人

注） 小型船舶（総トン数20トン未満の船舶等）については、一定の区域*を航行する船舶を除き、機関部職員を乗船させる必要がない。

* 沿海区域の境界からその外側80海里（約150km）以遠の水域等

【発航前の検査】(船員法第8条)

船長は、発航前に船舶が航海に支障がないかどうかその他航海に必要な準備が整っているかいないかを検査しなければならない。

検査事項

- 船体、機関及び排水設備、操舵設備、係船設備、揚錨設備、救命設備、無線設備その他の設備が整備されていること。
- 気象通報、水路通報、その他の航海に必要な情報が収集されており、それらの情報から判断して航海に支障がないこと。等

【航海の安全の確保】(船員法第14条の4)

航海当直の実施、船舶の火災の予防、水密の保持その他航海の安全に関し船長の遵守すべき事項は、国土交通省令でこれを定める。

【航海当直の実施】(船員法施行規則第3条の5)

船長は、航海当直の編成及び航海を担当する者がとるべき措置について国土交通大臣が告示で定める基準に従って、適切に航海当直を実施するための措置をとらなければならない。

航海当直基準

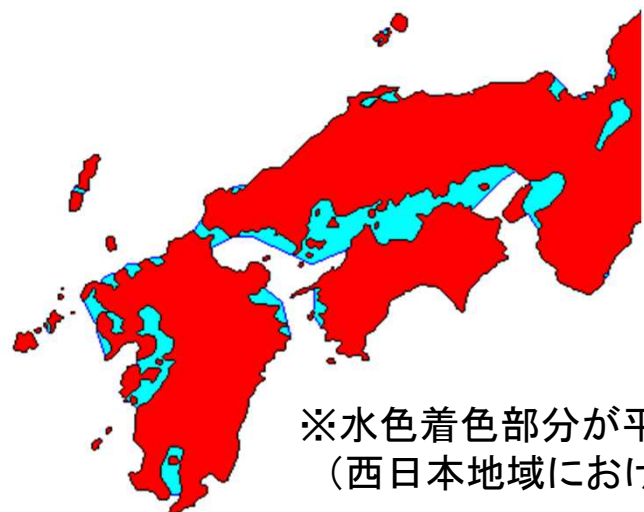
- 船長及び甲板部の当直を行う者は、次に掲げる事項を十分に考慮して、見張りを維持すること。
 - ー 見張りは、船舶の状況及び衝突、乗揚げその他の航海上の危険のおそれを十分に判断するために適切なものであること。
 - ー 見張りを行う者の任務と操舵員の任務とは区別されるものとし、操舵員は、操舵中にあっては、見張りを行う者と見なされてはならないこと。ただし、操舵位置において十分に周囲の見張りを行うことができる小型の船舶において、夜間における灯火等による視界の制限その他の見張りに対する障害のない場合は、この限りでない。
 - ー 甲板部の当直を行う職員は、単独で見張りを行ってはならないこと。ただし、船舶の状況、気象、視界及び船舶交通のふくそうの状況、航海上の危険のおそれ、分離通行方式等について十分に考慮して、航海の安全に支障がないと考えられ、かつ船舶の状況が変化した場合に必要に応じ補助者を直ちに船橋へ呼び出すことが出来る場合は、この限りでない。等

航行区域(船舶安全法施行規則第5条・第7条)

「KAZU I」の航行区域

平水区域

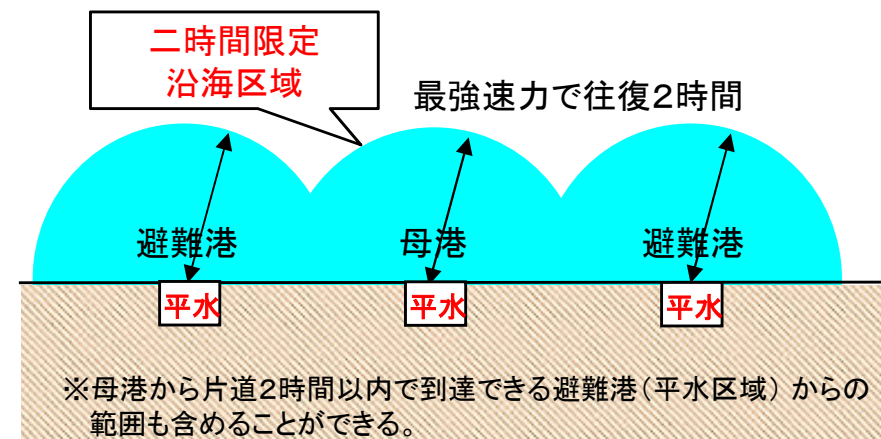
湖、川、港内等



※水色着色部分が平水区域
(西日本地域における例)

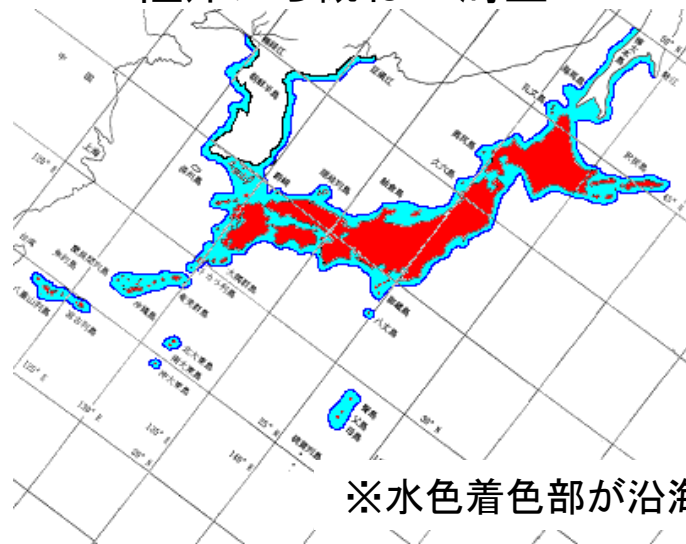
限定沿海区域

平水区域から2時間以内で往復できる範囲



沿海区域

陸岸から概ね20海里



※水色着色部が沿海区域

遠洋・近海区域



※薄朱色着色部が近海区域
その他すべての海域が遠洋区域

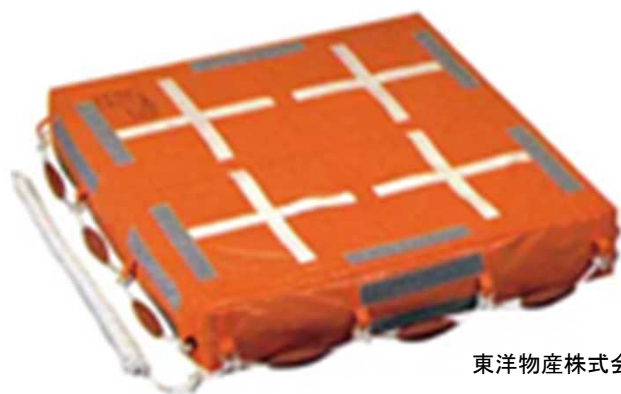
船舶安全法及び関係法令により安全基準が定められている。

構造・設備	主な安全基準	求められる主な要件・設備等
船体	波や風に耐えて航行できること	◆ 船の傾きをもとに戻せる構造 ◆ 船首部水密甲板及び水密隔壁
機関	必要な推進力を維持できること	◆ 十分な強度を有し、連続使用が可能なエンジン ◆ プロペラ軸の材料及び強度
救命設備	必要な救命設備を備えること	◆ 定員分の救命いかだ又は救命浮器 ◆ 定員分の救命胴衣
消防設備	必要な消防設備を備えること	◆ 小型船舶用消火器 ◆ 機関室用自動拡散消火器
無線設備	陸上や他船と常時通信できる無線設備を備えること	◆ 船舶衛星電話、業務用無線又は携帯電話

- ・定員分の小型船舶用救命いかだ又は救命浮器
- ・定員分の救命胴衣
- ・小型船舶用救命浮環又は救命浮輪2個
- ・救命信号セット（信号紅炎、火せん、点火灯等）一式

救命設備（例）

＜救命浮器＞



東洋物産株式会社HP

＜救命胴衣＞



日本船具株式会社HP

＜救命浮環＞



浮環に取り付けるロープ

東洋物産株式会社HP

＜救命信号セット＞



小型火せん×2本

信号紅炎×1本

発煙浮信号×1本 小型自己発煙信号×1本

小型自己点火灯×1本

国際化工株式会社HP

陸上との間で常時通信できる無線電話

<船舶衛星電話>

- ・インマルサット
- ・イリジウム
- ・N-STAR 等



（インマルサット衛星電話の例）

<業務用無線>

- ・HF帯
（全世界水域）
- ・MF帯
（沿岸から約150海里以内）
- ・VHF帯
（沿岸から約30海里以内）



（VHF無線電話の例）

<携帯電話>

- ・携帯電話



（携帯電話の例）

＜無線設備に関する規則＞

法令	内 容
船舶安全法（第4条）	◆ 陸上と相互に無線通信ができる無線設備を備えること
船舶設備規程（第311条の22）	◆ 常に陸上との間で連絡を行うことができる無線設備を搭載すること ◆ 無線電話は、インマルサット船舶衛星電話、HF帯・MF帯業務用無線又は告示で定める無線電話であること
船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示	◆ 船舶衛星電話（イリジウム、N-STAR等） ◆ 業務用無線電話（VHF帯） ◆ 携帯電話

船舶の検査制度①

【検査制度について】

- 船舶の安全性確保のため、船舶安全法において、構造・設備等の安全基準を規定し、その確認のため船舶検査を義務として課している。
- 小型船舶(総トン数20トン未満の船舶)については、船舶安全法に基づき設立された認可法人である日本小型船舶検査機構(JCI)が検査を実施している。

＜我が国の検査実施機関と主な検査対象船舶＞

	20トン未満(小型船舶)	20トン以上
旅客船	JCI 登録隻数 約32万隻  旅客船	国 登録隻数 約700隻  旅客船
旅客船以外	 プレジャーボート  水上オートバイ	国及び登録船級協会 登録隻数 約7,100隻  タンカー  貨物船

船舶の検査制度②

【検査の間隔】

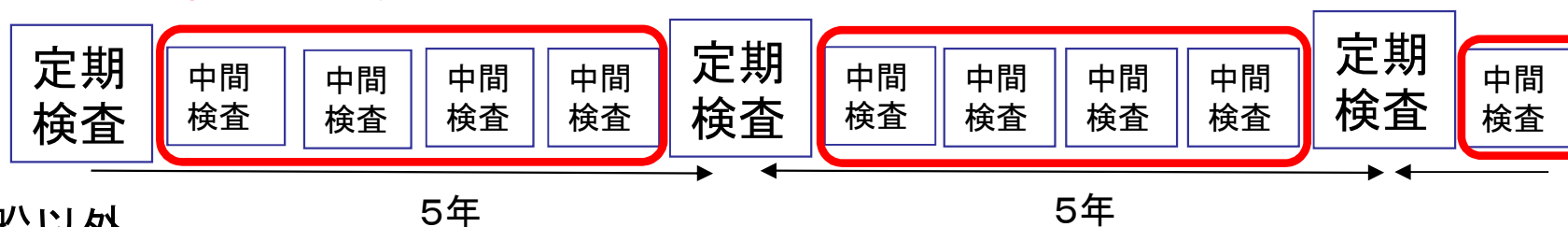
- 旅客船は多数の旅客が乗船するため、高い安全性確保が不可欠であることから、船舶検査の間隔は短く設定されている。

＜定期検査の間隔(平水区域を超える場合)＞

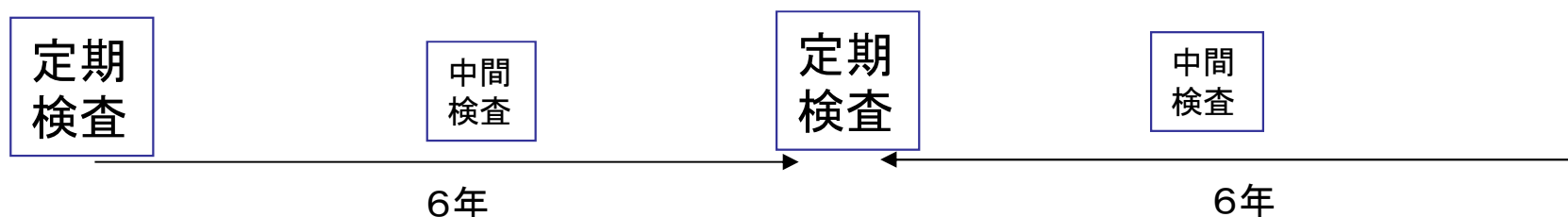
	20トン未満(小型船舶)	20トン以上
旅客船	5年	5年
旅客船以外	6年	

＜小型船舶＞

○旅客船（毎年検査が必要）



○旅客船以外



船舶の検査制度③

検査種類	定期検査 (船舶安全法第5条第1項)	中間検査 (船舶安全法第5条第2項)
	船舶の構造、設備等の全般にわたり行う大がかりな検査	定期検査の間に行う検査
検査時期	5年毎 (航行区域が平水の船舶の大部分は、6年毎)	旅客船 : 毎年
		旅客船以外 : 定期検査と定期検査の間に1回
検査項目例	・船体外板の状態の確認 ・タンク内の確認	・船体の外観の確認
	・主機関等の分解整備 ・主機関等の効力試験	・主機関等の効力試験
	・救命胴衣等の法定備品の搭載状況の確認 ・船灯等の効力試験	・救命胴衣等の法定備品の搭載状況の確認 ・船灯等の効力試験
	・船主に対する改造・損傷等の有無の確認	

臨時検査(船舶安全法第5条第3項)

- ・海難等により**大規模な修理**を行った場合や、船舶の安全性に影響のある**改造**を行った場合に、**臨時**で行う検査。

【限定沿海区域を航行する小型旅客船に適用される安全基準及び検査内容】

構造・設備	主な安全基準	検査内容
船体	波や風に耐えて航行できること ・船の傾きをもとに戻せる構造	損傷、摩耗及び腐食状況の確認  エンジンの効力試験 
機関（エンジン）	必要な推進力を維持できること ・十分な強度を有し、連続使用が可能なエンジン	
救命設備	必要な救命設備を備えること ・定員分の救命胴衣 等	救命胴衣等の搭載状況の確認 

1. 設立

船舶安全法に基づき、20トン未満の小型船舶の検査業務を行うために設立された認可法人(昭和49年1月設立)

2. 業務内容

- 検査業務
- 登録測度事務
- 調査、試験及び研究



3. 人員 (令和4年4月1日現在)

本部 31名 支部 31か所 138名

4. 検査対象船 (登録隻数) (令和2年度)

318,736隻 (うち 旅客船 4,694隻)

5. 国との関係

・国土交通大臣の主な認可事項

定款 予算 事業計画 評議員 役員の選任解任
業務内容 業務方法書 検査事務規程

・国土交通大臣への主な届出事項

小型船舶検査員の選任解任 検査事務規程細則



運航労務監理官による監査

運航労務監理官による監査時の主な確認項目

検査対象	検査項目	検査事項
組織	安全統括管理者は関係法令の遵守や安全最優先の原則をどのように社内で徹底させているか	安全統括管理者は関係法令の遵守や安全最優先の原則を適切に社内で徹底させているかを確認する
旅客の遵守事項の周知	適切な場所に掲示されているか	何処に掲示されているかを現場で確認し、遮蔽物の有無により見え具合を判断する
運航中止の条件等	運航中止の判断方法は適正か	運航中止の条件に達した時点をどのように判断するかを確認し、現場においてその妥当性を判断する
⋮	⋮	⋮



航路の確認



必要な書類の確認

監査について

運航労務監理官は定期的な監査（概ね3年に1度）に加え、事故が起きた際に特別監査を実施

事業場



船舶



船員



運航管理の監査

船舶の安全な航行を確保し、運航の管理が適切に運用されているか

船員の労務監査

- ・船員法に基づく、航海の安全に関する船員の義務（見張り等）が遵守されているか
- ・船員の安全で衛生的な労働環境が整備されているか

【事業の停止・取消し】(法第16条・23条)

国土交通大臣は、旅客航路事業者等が、海上運送法上の規定やこれに基づく処分に違反したり、許可・認可に付された条件に違反した場合には、当該事業者に対して、事業の停止や許可の取消しを行うことができる。

その他にも、船舶安全法上等の違反や、正当な理由がないにもかかわらず、許可又は認可を受けた事項を実施しないとき等は、事業の停止や許可の取消しを行うことができる。

【安全の確保に関する命令】(法第19条・23条)

国土交通大臣は、旅客航路事業者の事業について、輸送の安全を阻害している事実があると認めた場合には、輸送施設の改善、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するために必要な措置をとるべきことを命じることができる。

【海上運送法に基づく旅客航路事業者への事業停止処分等の流れ】

